

「地場産品創出等支援事業」提案事業者募集要項

1. 趣旨

延岡市は、市内の食品加工事業者や農林水産物生産者等の生産性向上や商品の高付加価値化、魅力向上の取組みを促進するとともに、ふるさと納税の寄附受入拡大につなげるため、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）で資金を調達し、事業者が延岡市内で実施する、生産性向上や商品の高付加価値化、魅力向上の取組みを支援します。

2. 事業概要

募集内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産性向上や商品の高付加価値化、魅力向上を促進するとともに、ふるさと納税の寄附受入拡大につながる取組を事業者から募集し、審査の上、CFを実施する事業を決定します。 ● CF対象事業として採択された事業については、市がCFにより寄附を募集し、募集期間内に寄附目標額を達成した場合に限り、地場産品創出等支援事業補助金交付要綱の規定により、事業者へ補助金を交付します。
募集事業	<p>以下に掲げる項目の全てに該当する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生産性向上や商品の高付加価値化、魅力向上を促進又は、市の返礼品として提供できる新商品等を開発する取組であって、ふるさと納税の寄附受入拡大につながるものであること。 ● 延岡市内で実施する事業であること。 ● 今年度中に開始する事業であること。 ● 同一の内容で市の他の補助金を受けて行う事業でないこと。
補助率	<p>10/10 以内</p> <p>※CFの結果により変動します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附目標額未達成の場合は不交付 ・ 寄附目標額達成の場合は補助率 1/2～10/10
応募可能額	補助対象経費 100 万円以上
補助対象経費	<p>募集事業の取組に直接要する費用であって、以下に掲げる項目とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場・作業場等の建物取得に要する建設費 (2) 建物附帯設備の整備又は取得に要する経費 (3) 構築物及び機械装置等の取得に要する経費 (4) 建物賃借による増改築費 (5) 備品購入費（生産性向上や商品の高付加価値化、魅力向上を促進又は、市の返礼品として提供できる新商品等を開発する取組であって、ふるさと納税の寄附受入拡大に繋がる取組に限る。） (6) 委託費（(1)～(5)の実施に伴い必要な経費） (7) その他、市長が必要と認める経費 <p>※ただし、以下の経費は対象外とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公租公課 (2) 消費税及び地方消費税 (3) 官公署に支払う手数料等 (4) 人件費 (5) 飲食費 (6) 消耗品費 (7) 土地の造成費

	(8) 土地の購入費 (9) その他市長が不相当と認める経費 ※通常業務・取引と混合して支払いが行われ、補助対象事業に係る分が不明な場合はお支払いできません。
支払い方法	原則精算払

3. 応募方法

(1) 応募資格

- 市内に事業所等を設置（予定を含む。）し、継続した事業活動を行うことができる者
- 補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後5年以上、市のふるさと納税返礼品提供事業者として、返礼品等の提供に取り組む意思がある者

※ただし、以下のいずれかに該当する者は対象外とします。

- 市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号又は第3号に該当する者
- 前号に掲げる者が役員に含まれる者
- 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者
- 市のふるさと納税返礼品提供事業者として登録できない者
- その他市長が不相当と認める者

(2) 応募スケジュール

項目	スケジュール
応募受付開始	令和8年4月1日（水）
事前相談	令和8年4月24日（金）17：00 必着
応募書類申請期限	令和8年5月29日（金）17：00 必着
提案事業の内容確認	市から必要に応じて質問させていただきます。質問があった場合、1週間以内にご回答ください。
選定委員会	令和8年7月上旬頃を予定

(3) 事前相談

提案する返礼品が、国が定める「地場産品基準」等を満たしているか等を確認させていただくため、応募書類の提出前に事前相談が必要になります。

- ① 事提出書類
事前相談書（様式第1号）を以下までご提出ください。
- ② 提出先
延岡市商工観光文化部産業政策課 ふるさと納税担当
宮崎県延岡市東本小路2番地1（市役所3階）
Tel：0982-20-7175
Mail：kankou2@city.nobeoka.miyazaki.jp

(4) 応募書類

事業採択申請書（様式第2号）に、以下の書類を期限までにご提出ください。

- ① 事業計画書（様式第3号）
- ② 収支予算書（様式第4号）
- ③ 誓約・同意書（様式第5号）
- ④ 役員等名簿（様式第6号）
- ⑤ 見積書その他の補助対象経費の内容が分かる書類
※個人事業者の場合は、直近の確定申告書第1表の控に加えて確定申告の方法別に以

下の書類を提出してください

- ・青色申告の事業者…直近の所得税青色申告決算書の1枚目（損益計算書）の控
- ・それ以外の事業者…直近の収支内訳書1枚目の控

⑥ 市税完納証明書（市役所2階納税課窓口で請求してください。）

⑦ その他市長が必要と認める書類

※記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に誤りがないか必ずご確認ください等、十分に注意して作成してください。

※提出期限が過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付いたしません。

(5) 応募書類に関する留意事項

- 日本工業規格A4用紙を使用してください。
- 紙媒体により正本1部、副本1部ご提出ください。
- 使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- 提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

(6) 応募書類提出先

延岡市商工観光文化部産業政策課 ふるさと納税推進係

宮崎県延岡市東本小路2番地1（市役所3階）

TEL：0982-20-7175

Mail：kankou2@city.nobeoka.miyazaki.jp

4. 採択方法

(1) 採点基準

選定委員会が以下の項目について書類の確認及び採点を行います。

採点の内容		配点
事業計画書の内容	生産性向上や商品の高付加価値化、魅力向上を促進するとともに、ふるさと納税の寄附受入拡大につながる取組か	40点
提案内容の実現可能性	事業の実現可能性があるか	15点
資金調達の実現可能性	事業を行う上で必要な資金を調達することが可能か	15点
事業の実施体制	事業を行う上で必要な体制が確保されているか	15点
事業費の妥当性	事業費の見積内容や積算根拠は妥当か	15点
計		100点

(2) CF対象事業の採択

- ① 選定委員会による採点の平均が60点以上の事業を採択するものとします。
- ② 委員の2名以上が、0点と評価した項目がある場合は、採択しません。
- ③ 採択結果に関する質問や異議は一切受け付けいたしません。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 採点の公平性を害する行為があった場合
- ③ 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ④ 募集要領に記載する事項に違反した場合
- ⑤ その他事業者として適当でないと市長が認める場合

- (4) 採択結果
採択結果は、全ての申請者に通知いたします。

5. 採択後のスケジュール等

(1) 採択後のスケジュール

以下のスケジュールを予定しております（都合により変更の可能性があります）。

項目	スケジュール
審査結果の通知	令和8年7月
CF ページの作成	令和8年7月
交付決定	令和8年7月
CF 期間	令和8年8月～補助金の額が補助対象経費の額に達した日 又は令和8年12月31日のうち早い方
事業着手	交付決定後～令和9年3月31日
事業完了	
完了検査	

6. 交付決定

クラウドファンディング対象事業に採択された事業者は、速やかに補助金等交付申請書（規則様式第1号）を提出してください。

当該申請書の内容を審査のうえ、その結果を補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）又は補助金等不交付決定通知書（規則様式第3号）により申請者に通知します。

ただし、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消します。

- クラウドファンディングの結果、目標金額に達成しなかったとき。
- 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 補助金を他の用途に使用したとき。
- 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- その他市長の指示に違反したとき。

※補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めます。

また、交付決定後、補助事業を中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第4号）により申請してください。

7. 実績報告

事業が完了したときは、以下の書類を市に提出し、実績報告を行ってください（事業を完了した日の翌日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日まで）。

- ① 事業実施報告書（様式第8号）
- ② 収支決算書（様式第9号）
- ③ 領収書その他の支出を証する書類
- ④ 写真その他の補助事業の遂行の事実を証する書類

⑤ その他市長が必要と認める書類

8. その他

- 申請に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- 提出された申請書類はいかなる場合でも返却いたしません。
- 採択された事業内容について、事業者と採択後にC Fの実施内容等の詳細について協議させていただきます。その協議の結果、C Fの実施内容・寄附目標額・実施期間等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。
- 補助金決定額を超える事業経費は事業者負担となりますのでご注意ください。
- 整備計画期間が、複数年度にまたがる場合は、事前に相談をしてください。
- 事業者は、如何なる事情があっても、事業開始から5年間は提案事業を継続することが条件となります。
- 事業の履行が見込めない場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額もしくは一部を返還していただきます。補助金が交付されていない場合には、事業の進捗の如何を問わず交付しません。
- 申請内容に変更が生じた場合は速やかに必要書類をご提出ください。
- 契約書、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類に不備がある場合は補助金のお支払いはできません。
- 補助金の交付年度終了後5年間、当該提案事業を継続するとともに、市から求めがあったときは、補助事業の成果等に関する報告を行ってください。
- 本事業の内容・事業の採択は予算の状況により変更の可能性があります。

9. お問い合わせ先

延岡市商工観光文化部産業政策課 ふるさと納税推進係
宮崎県延岡市東本小路2番地1（市役所3階）
TEL：0982-20-7175
Mail：kankou2@city.nobeoka.miyazaki.jp